

令和6年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
(四日市市文化会館・四日市市茶室・四日市市三浜文化会館)
シティプロモーション部 文化課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和7年1月10日

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
適正な事務処理について【合规性の視点】 保険証券の提示や四日市市三浜文化会館の警備保安業務の勤務時間などについて、基本協定書の規定通りに行われていないものが散見された。あらためて協定書等の内容を確認し、規定に沿った適正な実施を徹底すること。	【措置済】 令和7年3月31日 基本協定書の内容を再確認し、規定通り実施するよう、会議等で周知徹底した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 施設間の連携について【効率性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 令和6年度から、当該3施設をまとめて一つの指定管理業務委託としている。もとより同一の指定管理者が管理業務を行ってはいったものの、協定の一本化の利点を活かし、より一層の連携強化を図ることで、効率化や利用者の利便性向上に資すること。	【措置済】 令和7年6月3日 練習の場、発表の場、伝統文化に触れる場としての各施設の特性を活かし、3施設が連携して一体的かつ効果的に事業を実施している。 また、令和7年10月から工事による休館に伴い、四日市市文化会館事務所を三浜文化会館へ移すことによって利用者に不便をかけない対応をとることができ、備品等の運搬を行い、事業だけでなく、管理面においても十分に連携と効率化を図っていくこととした。
② 芸術文化に触れる機会について【有効性の視点】 小中学生が質の高い芸術文化に触れる機会を設ける取り組みを継続して提案されている。こういった機会保障は当該指定管理業務における重要な業務であることからさらなる事業の充実を図ること。	【措置済】 令和7年3月27日 学びの過程でさまざまな芸術に触れ、豊かな感性や想像力を伸ばすことを目的に、小中学校へ芸術家を派遣する「学び舎音楽会」は、令和7年度で21年目の開催となり、今後も継続して実施していく。また、令和7年度は特別支援学校にも展開予定である。 上記の事業計画について、3月27日の評議員会にて承認を得た。

<p>③ 指定管理者制度の効果的な活かし方について【有効性の視点】</p> <p>ア キャッシュレス決済については、令和7年10月稼働予定の全庁的な新予約システムの機能の一部として導入される予定であるため、その活用を検討しているとのことである。実現後は、利用者サービス向上、現金事故のリスク減少に寄与すると思われるので、積極的に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>新予約システムの導入により、利用者の利便性の向上、事務作業の効率化を図る予定である。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 2月28日</p> <p>令和8年10月に予定している新予約システムにおける予約開始に合わせてキャッシュレス決済の導入を進め、さらなる利用者サービスの向上、事務作業の効率化を図っていく。</p>
<p>イ デジタル技術の活用など含め、民間の知識や技術を活かして、指定管理者制度ならではのより先進的な手法も取り入れて事業展開に取り組むこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 7年 8月31日</p> <p>より魅力ある事業展開ができるよう、デジタル技術など先進的な手法について検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 2月28日</p> <p>デジタル技術の活用として業務用コミュニケーションツール（Slack）を導入し、職員間の情報共有を迅速かつ効率的に行う体制を整えた。さらに、事業に関わる外部関係者とも同ツールを用いて連絡調整や資料共有を行い、協働の円滑化と事業運営の高度化を図っている。</p>
<p>④ アートディレクターの活用について【有効性の視点】</p> <p>文化事業に精通したアートディレクターを市から配置されたことは大きな支援策と捉え、特定による指定管理者としてさらに幅広く効果的な事業展開を行えるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 7月26日</p> <p>アートディレクターの配置により、幅広く優れた文化芸術事業を展開できている。新たな取り組みとして、7月26日にシニア世代が「認知症・介護」をテーマに演劇創作を行う事業を展開した。</p>

【シティプロモーション部 文化課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク</p> <p>指定管理者による保険証券の市への提示、四日市市三浜文化会館の警備保安業務の勤務時間について不備が見受けられ、市の指定管理者への指導監督が十分でないといえる。協定書等をあらためて点検し、規定に則った業務を行うよう指定管理者への指導監督を行うこと。また、市のモニタリングレポートの記載誤りも見られた。トップの強いリーダーシップにより適正なチェック体制の構築に取り組み、確実な履行確認や事務処理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>協定書等に記載している指定管理者が行うべき業務の適正なチェックを行うとともに、令和7年度の年度協定書を文化会館の管理グループリーダーと協議し、確実な履行確認や事務処理について、再確認を行った。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>修繕料の経費負担について【合規性の視点】</p> <p>修繕料の経費負担区分については、100万円以上の場合は市負担、100万円未満の場合は指定管理者負担とすることが基本協定書に規定されている。しかし、100万円を超え市が負担すべきWi-Fi改修工事費（1,628,000円）を、所定の手続きをとらず指定管理者に負担させた。今後は、規定に則った確実な事務処理についてあらためて所管課で徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>今後、類似案件があった場合は、協議書等を交わし、文書により、誰でも分かるように事務を進めるよう、朝礼で所管課全体で周知徹底を行い、指定管理者とは連絡調整会議のなかで、協議を行った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 三浜文化会館の多目的ホールの冷暖房設備導入について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>多目的ホールへの冷暖房設備導入については、市の総合計画中間見直しの結果によるとのことである。昨今の夏の猛暑を考慮すると、早急に必要対応を行い利用環境の向上につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>公共施設への空調整備の計画に則った整備を進めていく。併せて、必要に応じて多目的ホールへの冷暖房設備の一時的なリースも検討する。現状では、熱中症警戒アラートが出ているときは、多目的ホールの利用料金を全額還付する等の対応を指定管理者が柔軟に行っている。</p>
	<p>【継続努力】 令和 8年 2月28日</p> <p>現在、冷暖房設備の導入についての検討を行っており、早期に当該設備を設置し、市民の利用環境の向上に努める。</p>
<p>② 徹底した内部事務管理を可能にする人員体制の確保について【有効性の視点】</p> <p>協定書や仕様書に沿った事務処理が行えていないものが散見され、内部事務管理の不備は、所管課の人員体制が十分でないことも原因の一つであるとの説明があった。総務部人事課への人員配置の要望を行うとともに、利用者が安心できる内部事務管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和7年度の職員配置によって欠員が解消された。</p>

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>事業継続のための取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>ア 令和5年度の四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理業務においては、支出額の縮減に努めてはいるものの支出が収入を上回っている状況である。事業継続のためには、利用促進につながる事業に取り組む上で、特定により指定された団体にふさわしい特長を発展させること。併せて、市としても適正な指定管理料の算定に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>これまでの実績を十分に精査し、市の財政部局と入念に協議して、適正な指定管理料を算定した。また、公益財団法人が公益目的事業を行う際、収入が支出を超えない「収支相償」の原則があるものの、赤字幅が大きいのは不適切であるため、適正な収支バランスが実現できるよう、経費縮減、赤字幅の削減に努める。</p>
<p>イ 特に茶室については赤字の割合が比較的大きい。子どもの教育に、茶道をはじめとする日本文化を通じた精神修養が大いに資する好例を発信することで、活動を支援する企業や団体等の参画も掘り起こすなど、一層の利用促進に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>子どもたちが茶道等、日本古来の伝統文化に親しむことができるワークショップや体験講座の開催するほか、高校・大学の茶道部の利用等による連携、広間等を利用しての伝統文化体験や講座など幅広く開催するとともに文化会館等と併せて企業・団体等へ紹介し、カルチャーサポート企業としての支援を受けるよう取り組んでいく。</p> <p>【措置済】 令和 8年 2月28日</p> <p>令和8年度の事業計画案を子ども向けの伝統文化体験事業として、抹茶碗の作陶、製茶工場の見学、自分で作った抹茶碗での茶道体験と連続性をもたせた事業を実施することでさらに学校や地域団体との連携を深めるとともに、企業・団体へカルチャーサポート企業としての支援の拡大に取り組むように策定した。</p>